リ　算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合	算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ハ	第十三条第二項第三号ニ	
	算定政令第五条第五項第三号ニ	第十三条第二項第四号ニ	
	（略）	（略）	（削る）
	算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ニ	（略）	（削る）

（病床転換支援金等を納付する都道府県に係る算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法の特例）

第四条の二　令和十五年三月三十一日までの間、都道府県について、第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ⑵中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

ハ　第一号ホに掲げる割合 ニ　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第三号ハに規定する額の見込額 ホ　第一号ワに掲げる割合	（新設）	（新設）	
区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合 三　前項第三号ロの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及びニに掲げる額にホに掲げる割合を乗じて得た額の合算額 イ　前項第三号イに掲げる額から特定納付費用見込額（介護納付金の納付に要する費用の見込額に限る。）を控除した額 ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る介護納付金の納付に要する費用の見込額 ハ　第一号ホに掲げる割合 ニ　特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ハに規定する額の見込額 ホ　第一号ワに掲げる割合	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
第十四条第一項第一号イ及びロ	後期高齢者支援金及び	後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに	

（病床転換支援金等を納付する都道府県に係る算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法の特例）

第四条の二　令和八年三月三十一日までの間、都道府県について、第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ⑵中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。